

オフサイトの防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会

(第1回)

平成27年7月6日
14:00～16:00
永田町合同庁舎共用第一会議室

議事次第

議題1. 検討会の運営について

- (1) 座長の選出
- (2) 議事の公開等

議題2. オフサイトの防災業務関係者の安全確保について

配布資料一覧

議事次第

資料1-1 オフサイトの防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会の開催について

資料1-2 会議の公開等について

資料2 オフサイトの防災業務関係者の安全確保について（事務局提出資料）

参考資料 関係法令・計画等（抜粋）

オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会の開催について

〔平成27年6月30日
内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定〕

1. 趣旨

現在、内閣府において、原子力発電所が設置されている13地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、関係地方公共団体、内閣府と国の関係機関等が参加して、原子力災害時の地域の緊急時対応について、具体化・充実化を進めている。

この中で、原子力災害時に緊急事態応急対策等に当たる防災業務関係者の安全確保については、防災基本計画において、国が放射線防護に係る基準を定めること等が定められているところであるが、そのうち、特にオフサイトで対応に当たる民間事業者や公務員（自衛隊、警察、消防等の実動組織を除く。）については、その安全確保に関し、必ずしも制度的な措置がなされていない状況にある。

については、政府として、オフサイトの防災業務関係者（実動組織を除く。以下同じ。）に対する適切な安全確保を推進するため、オフサイトの防災業務関係者に対する、平時の研修、緊急時の防護措置や被ばく線量管理、健康管理等の在り方について、専門的・技術的な観点から検討を行うことを目的として、オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成員

- 検討会は、別紙に掲げる有識者及び関係府省庁をもって構成し、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が開催する。
- 検討会の座長は、構成員の互選によって決定する。
- 座長は、必要に応じ、その他の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討会の庶務

検討会の庶務は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）及び参事官（地域防災・訓練担当）において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他の必要な事項は、座長が定める。

会議の公開等について

- 議事は公開とする。
- 配付資料は原則公表する。ただし、提出者が非公表を希望する場合は、公表しない。
- 議事録は、発言者の確認を経た上で公表する。
- 配布資料及び議事録の公表は、内閣府ホームページにて行う。

(以上。)

(別紙)

オフサイトの防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会

構成員

※敬称略・五十音順

石井 正三	公益社団法人日本医師会 常任理事
甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学看護学部 教授
神谷 研二	国立大学法人広島大学 副学長
鈴木 元	国際医療福祉大学 教授
長谷川有史	公立大学法人福島県立医科大学放射線災害医療センター 副部長
百瀬 琢磨	国立研究開発法人原子力研究開発機構 バックエンド研 究開発部門 核燃料サイクル工学研究所副所長 兼放射 線管理部長
山下 俊一	国立大学法人長崎大学 理事・副学長
横山 邦彦	公立松任石川中央病院 副院長
山本 哲也	内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
森下 泰	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（総括担当）
野島久美恵	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（地域防災・訓練担当）付参事官補佐
荒木 真一	原子力規制委員会原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課長
山本 要	原子力規制委員会原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課企画官

オブザーバー一覧

※順不同

<関係省庁>

人事院 職員福祉局職員福祉課健康安全対策推進室
内閣府 原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム
警察庁 警備局警備課
総務省 自治行政局公務員部安全厚生推進室
消防庁 特殊災害室
厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課放射線労働者健康対策室
経済産業省 資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力基盤支援室
国土交通省 大臣官房参事官（運輸安全防災）付
自動車局安全政策課
環境省 水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室
防衛省

<関係団体>

公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会
日本赤十字社
公益社団法人 日本看護協会

オフサイトの防災業務関係者の 安全確保について

平成27年7月6日
内閣府原子力防災担当

目次

1. 本検討会の趣旨
2. 防災業務関係者に関する現行の規定
3. 応急対策及び事後対策に関する規定
4. 安全確保のための制度的な措置の状況
- 5-1. 本検討会における検討対象
- 5-2. 本検討会における検討課題及び具体例
6. 検討スケジュール(予定)

1. 本検討会の趣旨

○オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会の開催について
(抜粋)

1. 趣旨

- 現在、内閣府において、**原子力発電所が設置されている13地域ごとに地域原子力防災協議会を設置**し、関係地方公共団体、内閣府と国の関係機関等が参加して、原子力災害時の地域の緊急時対応について、具体化・充実化を進めている。
- この中で、原子力災害時に緊急事態応急対策等に当たる防災業務関係者の安全確保については、防災基本計画において、国が放射線防護に係る基準を定めること等が定められているところであるが、そのうち、**特にオフサイトで対応に当たる民間事業者や公務員(自衛隊、警察、消防等の実動組織を除く。)**については、**その安全確保に関し、必ずしも制度的な措置がなされていない状況にある。**
- ついては、政府として、オフサイトの防災業務関係者(実動組織を除く。以下同じ。)に対する適切な安全確保を推進するため、**オフサイトの防災業務関係者に対する、平時の研修、緊急時の防護措置や被ばく線量管理、健康管理等の在り方について、専門的・技術的な観点から検討を行うことを目的**として、オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

1

2. 防災業務関係者に関する現行の規定①

●原子力災害対策指針

(平成24年10月31日 原子力規制委員会)(抜粋)

⑦ 防災業務関係者の防護措置

防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計(ポケット線量計、アラームメータ等)、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。さらに、輸送手段、連絡手段の確保が必要である。

また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

2

2. 防災業務関係者に関する現行の規定②

● 防災基本計画(抜粋)

5 防災業務関係者の安全確保関係

- 国〔原子力規制委員会, 厚生労働省〕は, 緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとする。
- 国及び地方公共団体は, 応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。
- 国, 地方公共団体及び原子力事業者は, 応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため, 相互に密接な情報交換を行うものとする。
- 国, 地方公共団体及び原子力事業者は, 防災業務関係者に対し, 安全確保に関する必要な研修, 教育訓練を行うものとする。

3

3. 応急対策及び事後対策に関する規定①

● 原子力災害対策特別措置法(抄)

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第二十六条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

- 一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - 六 緊急輸送の確保に関する事項
 - 七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- 2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

3 (略)

4

3. 応急対策及び事後対策に関する規定②

●原子力災害対策特別措置法(抄)

(原子力災害事後対策及びその実施責任)

第二十七条 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。

- 一 原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
 - 二 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
 - 三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の発散の状況に関する広報
 - 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。

3 (略)

4. 安全確保のための制度的な措置の状況

対象者	対象業務	制度的な措置
放射線業務従事者	<ul style="list-style-type: none"> 放射線を発生する機器等を扱う業務 原子炉の運転の業務 核原料物質の採掘の業務 	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 電離放射線障害防止規則(電離則) 等
除染等業務従事者 特定線量下業務従事者	<ul style="list-style-type: none"> 除染特別地域等内における除染等業務 除染特別地域等内における平均空間線量率が2.5μSv/時を超える場所における除染等業務以外の業務 	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則) 等
自衛隊 警察機関 消防機関 海上保安部署	<ul style="list-style-type: none"> 救助、救難等の災害対応業務 	<ul style="list-style-type: none"> 人事院規則 地方公務員法 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 各機関の内規 等
航空機乗務員	<ul style="list-style-type: none"> 航空機乗務 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドライン
オフサイトの 防災業務関係者	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の輸送 物資の緊急輸送 救難・救助 モニタリング 等 	<ul style="list-style-type: none"> 福島事故においては、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部長による指示により、警戒区域への一時立入り許可基準の中で立入りの際の装備等として措置。

※公表資料を元に内閣府にて作成、対象者、対象業務等については簡略化している。
 ※自衛隊等の実動組織に関しては、国、地方の公務員等、それぞれ立場が異なるため、それぞれ別の規定が適用されているが、全体として制度的な措置がなされていることを示すため、まとめて記載している。

5-1. 本検討会における検討対象

「オフサイトの防災業務関係者」

→ 実動組織を除く公務員（自治体職員を含む。）と民間事業者のうち、オフサイトの防災業務に関わる者を検討の対象とする。この際、一定の空間線量が検出され、放射線によるリスクが高まるのは、事故によって放射性物質の放出があった後であることを踏まえ、当該状況下で防災業務を実施する者を対象とする。

「適切な安全確保策」

→ オフサイトの防災業務関係者が緊急時に防災業務を行うに当たって必要となる、平時の研修・教育訓練、緊急時の防護措置や被ばく線量管理、健康管理の方法等について、検討を行い、一定の整理を行う。

7

5-2. 本検討会における検討課題及び具体例

○防災業務関係者の業務とその活動範囲について

例) 防災業務関係者の範囲（公務員（実動組織を除く。）、輸送関係事業者等）
業務を行う期間・場所、業務内容（避難者の輸送、屋内退避者の支援、交通整理等）

○防災業務関係者に対する平時からの研修、教育訓練について

例) 緊急時の業務の実施に当たっての放射線防護等に関する事前の研修及び内容理解の在り方

○防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置の在り方について

例) 従事する防災業務に応じた防護措置に必要な装備の種類
防護措置に必要な装備の整備方法

○防災業務関係者の緊急時の被ばく線量管理の在り方について

例) 線量管理に必要な資機材
線量管理の方法

○防災業務関係者の平時及び緊急時対応後の健康管理の在り方について

例) 緊急時対応を行う前の段階での健康管理の在り方
緊急時対応を行った直後、又はその後の健康管理の在り方

○その他

8